

2012年11月22日

mail ニュース

No.3・通巻278

自治労連 都庁職

自治労連都庁職員
労働組合

発行人 風間隆行
TEL 03-5381-0250

2012年賃金確定闘争の決着にあたっての書記長コメント

2012年11月20日

自治労連都庁職書記長

風間 隆行

1. 若干の経過

(1) 国と都の勧告をめぐって

本年2月に成立した国家公務員の給与削減臨時特例法によって、国家公務員は2014年3月まで平均7.8%の臨時特例削減措置が実施されることになりました。このような異例の状況下で、人事院は8月8日、国会と内閣に対して国家公務員の給与等に関する勧告を行いました。例月給については、削減前の給与月額で、官民較差を算出し、その較差は、公務員が民間をわずかに上回っているものの、 $\Delta 273$ 円(0.07%)と極めて小さく、実際の支給額では、相当程度民間を7.67%下回っているとして、改定を行わないことにしました。また特別給については、民間と均衡していることから、これも改定しないとしました。一方、50歳代後半層の職員は、標準の勤務成績では昇給を停止するという給与法を改悪するなどの報告を行いました。

東京都人事委員会は10月12日、都知事及び都議会議長に対して、「職員の給与に関する報告・勧告」と「人事制度及び勤務環境等に関する報告(意見)」を行いました。勧告の内容は、例月給の公民較差 $\Delta 1,336$ 円($\Delta 0.32\%$)の引き下げ、特別給は、民間の支給割合(3.95月)と均衡しているとして改定なしとしました。人事院勧告では、例月給の較差を平均 $\Delta 273$ 円($\Delta 0.07\%$)としていることから、国をも上回る大幅な引下げで8年連続の賃下げというものでした。

また今回の勧告では「給与構造・制度の改革」について、「職責・能力・業績の給与への反映の一層の徹底」、「生活関連手当の見直し」を二つの柱として挙げ、住居手当の抜本的見直しと、特に管理職の給与制度に関する勧告を行いました。これは当局の「職責・能力・業績」を中心とする給与制度改革を先行し、職責をさらに重視するものであり、予断を許さない内容となっています。

住居手当については、抜本的な見直しと制度を再構築するとして、支給対象者を借家等に居住する35歳未満に限定し、支給額を15,000円に増額するが、自宅については支給を廃止するとの勧告を行いました。

給料表については、行(一)給料表を、住居手当の見直しにより生じた4,302円の一部を用いて公民較差(1,336円)を解消し、残り2,966円を原資として、職責・能力・業績

の給与への反映を一層徹底する観点から給料（はね返りを含む。）に再配分するとし、職責差を明確にする観点から、上位職層と下位職層の改定率（0.0%～0.9%・平均 0.8%）に差をつけて改定するなどとしました。また再任用職員は、住居手当支給対象外のため、△0.3%のマイナス改定とするとしました。

「公務員制度改革への対応」の意見として、地方公務員への労働協約権付与について、「労使交渉による勤務条件の決定は、住民の信頼に大きな影響を与えることが危惧され」とし、さらに、「使用者である全国知事会が制度改革の理念や効果に疑問を表明している」、「市場原理が働かない交渉では民間企業の給与実態と隔たりが生じやすくなる」と述べています。

（2）都労連・都庁職の取り組み（2012 確定闘争の主な課題）

10月12日に、都労連は、第1回中央委員会を開催し、秋季年末確定闘争の勝利に向けて闘う方針を確立しました。ちょうどこの日、東京都人事委員会は勧告を行いました。

12確定闘争は、昨年の確定闘争以降、当局が提案し、これまで都労連が春季闘争、夏季一時金闘争でその実施を阻止してきました、①55歳超職員の昇給停止②勤勉手当の成績率の全職員への拡大と抛出率の引き上げ、③係長級職昇任選考の本人申込制の廃止、の3課題に加え、東京都人事委員会勧告で出された「住居手当」見直し、退職手当の削減、高齢期雇用制度（雇用と年金の接続）が主な課題となりました。

人事制度改革3課題について、当局はこの改定期に何としても決着をつけたいとしてきました。都労連は、労使協議で解決に誠意を尽くすことを表明しました。

都労連要求実現を目指すとして、都労連6単組は、早朝宣伝行動、7波の総決起集会、2回に及ぶ都庁包囲デモ、11月7日の29分時間内職場集会等と1時間のストライキを配置し闘争に突入しました。

当局は、10月24日に住居手当の見直しなどの勧告に基づく提案をし、11月1日には、国に先んじて「退職手当の削減」について提案してきました。連日のように行われた交渉で、当局は、自らの提案ばかりを主張し、都労連の諸要求に対しては、一切、踏み込んだ回答を行わず、不当な態度に終始しました。この不当な当局の交渉姿勢に抗議し、都労連要求の実現を当局に迫るため、都労連6単組は、11月7日に29分時間内職場集会を敢然と実施しました。また都労連や都庁職による対都要請行動、毎週のステッカー闘争などの行動も行ってきました。

11月11日の交渉において、当局は、いくつかの修正案を提示してきましたが、これまでの提案の域を出るものではなく、都労連は再考を求めましたが、当局の頑なな態度に事態は一向に進展しませんでした。この状況を打開するため、13日には都労連6単組書記長要請を、14日には、単組委員長による副知事要請を行ってきました。

回答指定日から日付が変わった11月15日午前0時30分に都労連委員長と副知事の会談が開かれ、副知事からギリギリの判断として最終回答が示され、午前4時に都労連単組代表者会議が開催され、その内容をもって妥結を確認し、ストライキの中止を判断しました。

（3）東京自治労連・自治労連都庁職の取り組み

自治労連都庁職は産別労働組合の立場から、都労連・都庁職とともに全力を挙げて今年の賃金確定闘争を取り組んできました。

自治労連都庁職はこの間、東京自治労連とともに、民間との共闘を推進する立場で運動を進めてきました。10月15日に、「12賃金確定・13予算人員要求実現、秋季年末闘争勝利！東京自治労連・自治労連都庁職10・15都庁前決起集会」を実施し、その後、新宿駅西口での都民宣伝行動を成功させました。

11月7日には、この確定闘争に連帯するため、東京春闘共闘、東京地評、公務部会の3団体をはじめ、民間30単産より、「東京都人事委員会の不当な勧告に抗議し、都職員の闘いに連帯するアピール」が表明され、アピールでは、「不当な東京都人事委員会勧告を受けての貴労働組合における2012年賃金確定での闘いは、私たち民間労働者はもとより、広く都民生活の向上にとって大きな影響を与える闘いといえます。私たちは、2012年賃金確定闘争勝利・秋季年末闘争での要求実現のために奮闘している貴労働組合の闘いに対し、敬意と連帯を表明するものです。」と激励をいただきました。

2. 都側最終回答（主な妥結内容）の概要

- (1) 給料表の改定などは、勧告通り実施。住居手当の見直しによって、公民較差 $\Delta 0.32\%$ を解消。残りの原資を職責に応じて給料表に再配分(0.0~0.9%)。再任用は住居手当支給対象外のため、 $\Delta 0.3\%$ のマイナス改定。12月1日より実施し、「所要の調整」を12月期の期末手当において行う。
- (2) 勤勉手当の成績率の拡大は、加算率の拠出を一般職員について、0.04月から0.02月に圧縮。再任用については、来年の夏季一時金交渉期を目途に引続協議。
- (3) 人事考課制度については、苦情相談事例などについて、人事制度検討会を活用して、労使で検証。相対評価の配分率を開示する。
- (4) 55歳超職員については、国並みの昇給抑制。実施を1年先送り。
- (5) 退職手当については、主事・主任層の調整額ポイントを加算させ、引下げ率・額を当初提案より圧縮。国の見直しに比して、実損を抑制。実施は、国並みの経過措置。
- (6) 現業系人事制度については、認定技能職員制度を処遇に結びつけ、3級への任用を行う、新たな職の設置を実現。
- (7) 高齢期雇用制度（雇用と年金の接続）については、国の制度改正や地公法の改正等の動向を踏まえ、夏季一時金交渉期までに一定の結論が得られるよう引き続き協議。
- (8) 1時間当たりの給料等の額の算出方法の改正については、提案どおり。勤務1時間当たりの給料等の額に算入する手当から住居手当を除外する。

3. 妥結にあたって

今次確定闘争は、国家公務員の給与削減特例措置や人事院による退職手当の官民比較の調査結果、民主と自公の国民不在の三党合意ばかりで動かぬ国会情勢、橋下市長率いる「大阪維新の会」の公務員組合攻撃、そして交渉中の10月25日に石原前知事が突然の辞意表明、財務省の意図的とも言える「ラスパイレス指数」の公表、そして繰り返し当局が述べてきた、都民の

厳しい目線・バッシングなどの公務員を取り巻く厳しい情勢など、異常な政治的状況の中での闘いになりました。

都労連は、今次確定闘争の到達点が、都労連諸要求との関係で、総じて組合員の期待からすれば厳しい内容であり、昨年末からの人事制度改悪3提案における1年を通じた闘いの結果としては、成績率の全職員への拡大については厳しい結果であったとする一方、退職手当における国同様の引下げを許さず、引下げ額の圧縮を得たこと、また現業系人事制度における新たな職の設置を実現したことは、重要な到達点として確認しています。

公務関係労働者の給料の削減は、民間の賃金改善の流れに悪影響を与え、民間賃金切り下げへの悪循環を招き、地域産業と地域経済に重大な打撃を与えるものです。私たち自治体労働者の賃金・労働条件の向上を求める闘いは、民間労組との共闘とともに、非正規労働者をも視野に入れることが重要になっています。自治労連都庁職は引き続き、未解決の要求実現に向け、都労連・都庁職の仲間と団結するとともに、こうした立場で、これからの都知事選をはじめ、衆議院総選挙、13国民春闘に全力を挙げることを表明します。

以 上